

ご確認事項

保険金をお支払いできない場合 ※以下のような場合には、保険金をお支払いできません。

保険契約者・被保険者の故意または重大な過失
被保険者の犯罪行為
被保険者の精神障害、または泥酔の状態を原因とする事故
被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている車に被保険者が同乗している間に生じた事故

被保険者が加入後3年以内に自殺したとき
頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)、または腰痛でいずれも医学的所見のないもの(原因の如何を問いません)
被保険者の薬物依存
保障が開始する日に妊娠している場合、その正常分娩での入院

お申込みの際には、『重要事項説明書』を必ずご覧ください

『重要事項説明書』は、ご契約に際しての告知義務や告知義務違反による不利益、保険金が支払われない場合等、特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略(注意喚起情報)を記載しております。また、「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項から特にご確認いただきたい事項を記載したものですので、必ずご覧ください。

『約款』について

『約款』は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものですので、必ずご一読の上お申込みください。

保険金のお支払い 告知義務違反
保険料の払込・保険契約の失効
保険契約の解約 保険契約の更新

その他注意事項

保険期間の途中で解約された場合の解約返戻金はございません。配当金はございません。
払込方法は月払となります。
契約日以後、半年未満に不慮の事故以外の事由により保険金が発生した場合は保険金額の20%、半年以上1年以内の場合は保険金額の50%お支払いいたします。

生命保険控除

この保険の保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

『お申込みの撤回(クーリング・オフ)』について

ご契約お申込み後一定期間であれば、書面により、お申込みの撤回(クーリング・オフ)をすることができます。クーリング・オフが可能な期間は、「申込日」からその日を含めて10日以内(消印有効)です。

経営破綻時のお客様(保険契約者)保護について

万一、当社が経営破綻した場合、保険契約者保険の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約にも該当致しません。ただし、保険業法の規定に従い、所定の供託金を法務局に供託しております。

反社会的勢力に対する対応について

この保険については、反社会的勢力に関する方はご契約できません。

お問い合わせ・お申込み書類は下記代理店まで

保険代理店は保険契約の媒介を行います。保険契約締結の代理権はございません。

ネット申込
OK!

ご契約に関するご相談・お問い合わせは



フローラル共済

TEL 0120-26-8160

フローラル は い ろ う



引受保険会社 東北財務局長(少額短期保険)第2号 仙台市青葉区水の森3-41-15 4階 営業時間 9:00~17:00(土日祝休み)

フローラル共済 検索

フ募24012 2024年5月現在

結婚が決まったら

女性 医療保険

月々
2,500円
から入れる

なでしこくらぶ

契約年齢 20歳~



